

平成28年度 法人本部 事業計画

定款に定める当法人の目的

この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

法人の理念 清水あすなろ福祉会のめざすもの

- 一、 すべての子ども、障害のある人、高齢者が健康で文化的な生活がおくれるよう、地域の人々と力を合わせて、地域福祉の充実と向上に努め、施設として可能な限り必要な支援を行います。
- 二、 子供たちが集団の中で、一人ひとりが大切にされ、高齢者や障害のある人も一人の人格として尊重される施設運営を目指し、常に努力します。
- 三、 利用者・職員・地域住民・関係者の協力を基礎に健全な財政の確立に努め、一人ひとりの意見を大切にす民主的な運営・経営を行います。
- 四、 公的な責任と共同の力で、だれもが、必要なときにいつでも利用できる福祉施設の実現を目指し、広範な人々と協力します。

参考 各施設で掲げる理念

風の子保育園のめざすもの 私たちの目指す保育園 5つの柱

- ① 子ども達が集団の中でのびのび育つことのできる保育園
集団の中で一人一人が大切にされ、自主性と社会性を見につけ豊かな感情と思考力の発達もめざした保育を！
- ② 産休明けから就学まで、年齢・障害・保育時間を問わず、保育を必要とする子ども父母の立場に立った保育の創造をめざそう！
- ③ 父母・職員・後援会・地域住民が、ひとつになって、皆でつくり皆で育て地域から愛される保育園に！
- ④ 子ども・父母・職員の立場を大切にし、皆の財産である保育園を民主的に運営しよう！
- ⑤ 保育をめぐる様々な要求を大切にし、その一つ一つを子どもと保育を必要とする父母の立場に立って、実現できる保育運動を発展させよう！

あすなろの家

3つのキラキラ笑顔を・・・「夢・挑戦・勇気」

1つのキラキラ笑顔

⇒ あすなろの家に集うご利用者、ご家族の「笑顔」をたくさん見たい！
「笑顔」でいてほしい！

2つのキラキラ笑顔

⇒ あすなろの家を支えていてくれる地域の皆さん、ボランティアの皆さんの
「笑顔」をたくさん見たい！「笑顔」でいてほしい！

3つのキラキラ笑顔

⇒ あすなろの家を動かす職員の「笑顔」をたくさん見たい！
「笑顔」でいてほしい！

「ともの家」 設立理念

- 1・障がい者も主人公として精一杯生き、人間としてたくましく、豊かな人生を築くことを目指します。
- 2・地域の人々の理解と協力のもとに、共に生きる町づくりを目指します。
- 3・障がい者や家族・関係者一人ひとりの意見を大切に、民主的な経営を目指します。

28年度基本方針

各施設の経営については基本的に27年度方針を継続し、理事会としての責任機能をより一層高める努力を継続する。一方で社会保障制度が揺らいでいる状況下で理事会はそれらの情報へのより正確な理解に努め、その内容を各施設の現状と合わせて情報発信機能の強化を目指す。

I 法人の理念の継承と具体化

あすなろ福祉会はあと数年で設立から40年を迎える。したがって風の子保育園も同じく40年を迎えることになるし、ともの家は30年、あすなろの家が20年とそれぞれ節目の年を迎える。法人の理念、各施設の理念に基づいて努力を重ねてきた結果として各施設とも地域に根ざした運営が定着し、一定の支持を得られていると考えるが、経営的には多くの課題があることも事実である。しかし、経営の継続性にのみ視点を移せばたちまち並みの施設と変わることになってしまう。経営の継続性も求めながら理念を追求し続けてゆくには各施設職員と法人が一体となって努力を重ねてゆかねばならない。新採用職員への法人主催の研修会が定着することで理事会が直接的に職員に語りかける機会は増えた。さらに継続的に職員全体への理念継承へ理解を深め

る努力とともに次世代への経営幹部交代の時期なども念頭に中堅幹部に対する理念へのより深い理解と経営能力向上のための努力と合わせて、具体的な方策を検討しなければならない。

Ⅱ 理事会の役割をどう果たすか

理事会の基本的任務

- 1 法人理念の具体化のための指導的役割を果たす。
- 2 理事会の経営責任を果たすための具体的指針作り

理事会・評議員会

- 1 理事会開催は年間計画に基づき、基本的に前年度と同じ開催月、回数を予定する。評議員会は27年度初めての試みとして年3回開催としたが今年度も同様の開催とする。議事進行をスムーズに行い実質的討議時間を確保するためにも、施設運営状況は現在と同様に理事会開催一週間前には文書で各理事・評議員の手元に届くようにする。会議の運営について議題ごとの出席者の任意の発言を求めながらも、全理事・評議員の発言がなされるような議事運営を行うように努める。
- 2 討議の中では、直接法人に関わる質疑、論議を優先させながらも、社会福祉をめぐる情勢分析や地域社会と施設の関わり方などについての意見交換を重視する。
- 3 監事には従来通り理事会にご出席いただき、日常の理事会運営の妥当性などについての監督をより厳密にお願いするとともに、引き続き各施設の日常業務運営の妥当性についての内部監査もきめ細かくお願いしたい。
- 4 理事会と施設との関わり方について、日常の運営に当たっては従来からの施設にゆだねる方針は変わらない。しかし最終的な責任は理事会が負わなければならないことを自覚し、理事は日常的に施設訪問や、施設行事への積極的参加に努める。高齢者介護施設や障害者施設等での虐待や虐待が疑われるような利用者の事故がしばしば報道されている。他施設のことと看過することなく、各施設における職員の日常の勤務状況や利用者との関わり方などについても理事は注視することが求められる。

Ⅲ 教育研修

各施設の運営は法人の理念に極力沿ったものであることが求められる。理念の追求の結果、経営の安定を欠くことがあってはならないが、経営の安定の追求の結果、理念がおろそかになるようなことがあってもならない。この両立をはかるためには理念への理解を深めるとともに、経営についても理解を深めなければならないし、社会情勢についての知識を深める必要もある。

- 1 職員全体の理念への理解度を高める上では理事・幹部職員の理解能力向上なくしては考えられない。
理事会は理念・施設状況・社会環境などに一層の理解を深めるためにも、各施設幹部職員とともに一段と自己啓発に努力することが必要になる。
- 2 理事会は外部講師の招聘なども含め、学習討論などの機会を増やす。必要に応じ外部で開催される講演会などの情報も発信し、個々の理事の参加を促す。
- 3 これまで毎年計画されてきた経営協議会は開催形態を変更し、理事会で取り上げられたテーマについて検討を深めることを目的に不定期の開催とする。
- 4 各施設の中心的職員の経営についての理解を深めるため、必要に応じて各施設ごとに理事・幹部職員による勉強会形式での学習会を実施することとし、開催を必要とする場合は事務局と各施設とで相談して計画する。
- 5 新入職員研修は従来通りとし、第一回は年度開始後なるべく早い時期に実施し、以後は状況を見ながら追加研修として1～2回開催する。内容については過去の実施状況を踏まえながら再検討する。
- 6 三施設職員間の経験交流や相互理解を深められる機会を求める声が少なからずある。定期的を開催するには困難な状況があるが、開催時期や開催方法、内容などについて具体的に検討し、方向性を見極める。ただし、今年度の開催にはこだわらない。

IV 情報発信

昨年度発行にこぎつけた法人便りは周囲関係者の感想や意見などを広く求め内容の掲載のテーマなども含め検討を加えながら内容の充実を図る。インターネット、ホームページ上での情報開示や掲載内容をより充実させて、広く一般の方の目に留まりやすいホームページ創りを目指す。必要とする情報を探す人たちが何を知りたがっているのかという観点も含め内容の充実を図る。